



宮崎県公報

平成28年3月31日(木曜日)号外第18号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

	頁
人事委員会規則	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………	2
○教育長の営利企業等の従事制限に関する規則……………	2
○職員の級別基準職務を定める規則……………	2
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………	6
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	10
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	12
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	12
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	13
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	15
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	16
○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………	21
○職員の退職管理に関する規則……………	22
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………	25
○職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則……………	26
○勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則……………	26
人事委員会告示	
○不利益処分についての不服申立てに関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示……………	27
○有給休暇の承認の基準の一部を改正する告示……………	27

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表(第2条関係) 条例第2条第1項第3号に該当する団体 一般社団法人宮崎県職員互助会 [略] 一般社団法人宮崎県植物防疫協会 公益社団法人宮崎県森林林業協会 [略]	別表(第2条関係) 条例第2条第1項第3号に該当する団体 地方公共団体金融機構 一般社団法人宮崎県職員互助会 [略] 一般社団法人宮崎県植物防疫協会 一般社団法人食の安全分析センター 公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構 公益社団法人宮崎県森林林業協会 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第19号

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮崎県人事委員会事務局組織規則（昭和57年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>職員の勤務成績の評定に関する計画の立案及び勧告に関する</u>こと。</p> <p>(20) <u>職階制に関する計画の立案及び実施に関する</u>こと。</p> <p>(21) [略]</p> <p>第4条 職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>職階制に適合する給料表に関する計画の立案に関する</u>こと。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 職員に対する不利益な処分についての<u>不服申立ての審査</u>に関すること。</p> <p>(8)～(12) [略]</p>	<p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) [略]</p> <p>(19) <u>人事評価、研修その他職員に関する制度の研究</u>に関すること。</p> <p>(20) [略]</p> <p>第4条 職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職員の<u>人事評価、給与、勤務時間</u>その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 職員に対する不利益な処分についての<u>審査請求の審査</u>に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等</u>に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第20号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(従事制限を受ける会社その他の団体における人事委員会規則で定める地位)

第2条 法第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員、参与、相談役その他これらに準ずる地位とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の級別基準職務を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第21号

職員の級別基準職務を定める規則

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第3条第3項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第3条第3項の人事委員会規則で定める職務の内容は、別表第1から別表第10のとおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）

職務の級	基準となる職務
3 級	1 出先機関の教務主任、講師、教官、主任、指導主任又は准教授の職務 2 試験研究機関の船長、主任通信士、機関長、通信長又は講師の職務
4 級	1 出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、鳥獣被害対策支援センター長、鳥獣被害対策支援センター副センター長、校長、駐在所長、部長又は教授の職務 2 出先機関の教頭、総務主幹、教務主幹、副園長又は副所長の職務 3 困難な業務を行う出先機関の教務主任、講師、教官、主任、指導主任又は准教授の職務 4 困難な業務を行う試験研究機関の船長、主任通信士、機関長又は通信長の職務
5 級	1 工事検査専門員又は副参事補の職務 2 福岡事務所の次長の職務 3 困難な業務を行う出先機関の支所長、センター長、所長、寮長、校長、駐在所長、部長又は教授の職務 4 困難な業務を行う出先機関の教頭、総務主幹、教務主幹、副園長又は副所長の職務
6 級	1 本庁の局次長、交通・地域安全対策監、工事検査監、農業改良対策監、ダム対策監、空港・ポートセールス対策監、施設保全対策監又は副参事の職務 2 出先機関の副院長、事務長又は副校長の職務 3 特に困難な業務を行う出先機関の副所長、教頭又は部長の職務 4 試験研究機関の副場長の職務
7 級	1 本庁の部参事、会計管理局次長又は局参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の局次長又は副参事の職務 3 出先機関の事務局長の職務 4 困難な業務を行う出先機関の副院長、事務長又は副校長の職務 5 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の副所長又は部長の職務 6 困難な業務を行う試験研究機関の副場長の職務
8 級	1 本庁の危機管理統括監又は県参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の部参事、会計管理局次長又は局参事の職務 3 困難な業務を行う出先機関の事務局長の職務
9 級	1 困難な業務を行う本庁の危機管理統括監又は県参事の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の事務局長の職務

別表第 2 行政職給料表級別基準職務表 (委員会等)

職務の級	基準となる職務
1 級	書記の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う書記の職務
3 級	主任書記の職務
4 級	1 海区漁業調整委員会事務局長の職務 2 海区漁業調整委員会事務局次長の職務
5 級	1 書記長補佐の職務 2 困難な業務を行う海区漁業調整委員会事務局長の職務 3 困難な業務を行う海区漁業調整委員会事務局次長の職務
6 級	1 書記長の職務 2 特に困難な業務を行う海区漁業調整委員会事務局長の職務
7 級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う書記長の職務

別表第 3 行政職給料表級別基準職務表 (教育委員会)

職務の級	基準となる職務
1 級	通信長の職務
2 級	1 指導主事、社会教育主事又はスポーツ振興主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う通信長の職務
3 級	1 事務主査の職務 2 困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又はスポーツ振興主事の職務 3 船長又は機関長の職務 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う通信長の職務
4 級	1 教育機関の課長の職務 2 副所長の職務 3 事務長の職務

	4 事務副主幹の職務 5 主任指導主事又は主任社会教育主事の職務 6 困難な業務を行う事務主査、船長又は機関長の職務 7 特に困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又はスポーツ振興主事の職務 8 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う通信長の職務
5 級	1 事務局の室長補佐又は副参事補の職務 2 困難な業務を行う副所長の職務 3 困難な業務を行う教育機関の課長の職務 4 困難な業務を行う事務長の職務
6 級	1 事務局の室長、学校支援監、教育庁主幹、副参事の職務 2 所長又は副館長の職務 3 特に困難な業務を行う副所長の職務 4 特に困難な業務を行う事務長の職務
7 級	1 困難な業務を行う事務局の室長、学校支援監、教育庁主幹、副参事の職務 2 館長の職務 3 困難な業務を行う所長又は副館長の職務 4 特に重要かつ困難な業務を行う副所長の職務
8 級	1 事務局の教育庁参事の職務 2 事務局の参事の職務 3 困難な業務を行う館長の職務 4 特に困難な業務を行う所長又は副館長の職務
9 級	1 困難な業務を行う事務局の教育庁参事の職務 2 特に重要かつ困難な業務を行う所長の職務 3 特に困難な業務を行う館長の職務

別表第 4 行政職給料表級別基準職務表 (警察)

職務の級	基準となる職務
3 級	1 係長の職務 2 主任の職務
4 級	1 警察本部の管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、理事官、課長補佐、隊長補佐、所長補佐、校長補佐又は副所長の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務
5 級	1 困難な業務を行う警察本部の管理官、室長、調査官、術科指導官、指導官、理事官、課長補佐、隊長補佐、所長補佐、校長補佐又は副所長の職務 2 困難な業務を行う警察署の課長の職務
6 級	1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の管理官の職務 3 警察署の会計官の職務
7 級	困難な業務を行う警察本部の課長、場長又は所長の職務

別表第 5 公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	警察本部の分隊長又は助教の職務
3 級	1 警察本部の小隊長の職務 2 警察本部の教官の職務 3 困難な業務を行う警察本部の分隊長又は助教の職務
4 級	1 警察本部の調査官、広報官、指導官、聴聞官、意見聴取官、室長、企画官、対策官、総括官、調整官、分析官、警察航空隊長、理事官、副隊長、副所長、隊長補佐、通告補佐官、副校長又は校長補佐の職務 2 警察署の刑事官、地域官、交通官、警備事件捜査指導官、所長又は副所長の職務 3 困難な業務を行う警察本部の小隊長又は教官の職務 4 特に困難な業務を行う警察本部の分隊長又は助教の職務
5 級	1 警察本部の管理官、検視官、広域捜査官、通告官、場長又は参事の職務 2 困難な業務を行う警察本部の調査官、広報官、指導官、聴聞官、意見聴取官、室長、企画官、対策官、総括官、調整官、分析官、警察航空隊長、理事官、副隊長、副所長、隊長補佐、通告補佐官、副校長又は校長補佐の職務 3 警察署の副署長の職務

	4 困難な業務を行う警察署の刑事官、地域官、交通官、警備事件捜査指導官、所長又は副所長の職務 5 特に困難な業務を行う警察本部の小隊長又は教官の職務
6 級	1 警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官又は所長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の管理官、検視官、広域捜査官、通告官、場長又は参事の職務 3 特に困難な業務を行う警察本部の調査官、広報官、指導官、聴聞官、意見聴取官、室長、企画官、対策官、総括官、調整官、分析官、警察航空隊長、理事官、副隊長、副所長、隊長補佐、通告補佐官、副校長又は校長補佐の職務 4 困難な業務を行う警察署の副署長の職務 5 特に困難な業務を行う警察署の刑事官、地域官、交通官、警備事件捜査指導官、所長又は副所長の職務
7 級	1 困難な業務を行う警察本部の隊長、科学捜査研究所長、取調べ監督総務官、監察官、留置管理官、少年対策官、暴力団対策官、統括官又は所長の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の通告官又は場長の職務 3 特に困難な業務を行う警察署の副署長の職務
8 級	1 首席監察官の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務 3 警察本部の校長の職務
9 級	1 困難な業務を行う首席監察官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の校長の職務

別表第 6 教育職給料表 (一) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
4 級	附属図書館長、学部長、学生部長、看護研究・研修センター長又は研究科長の職務

別表第 7 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	警察本部の主任の職務
3 級	1 試験研究機関の所長又は研究企画主幹の職務 2 特別研究員の職務 3 警察本部の鑑定官又は所長補佐の職務 4 試験研究機関の科長又は主任の職務 5 警察本部の係長の職務
4 級	1 困難な業務を行う試験研究機関の所長又は研究企画主幹の職務 2 困難な業務を行う特別研究員の職務 3 困難な業務を行う警察本部の鑑定官の職務
5 級	1 特に困難な業務を行う試験研究機関の所長又は研究企画主幹の職務 2 試験研究機関の副所長、場長又は副場長の職務 3 特に困難な業務を行う特別研究員の職務

別表第 8 医療職給料表 (一) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
2 級	1 副所長の職務 2 副主幹の職務 3 主任の職務
3 級	1 本庁の課長の職務 2 副参事の職務 3 困難な業務を行う副所長の職務
4 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の次長又は部参事の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長の職務 4 困難な業務を行う副参事の職務

別表第 9 医療職給料表 (二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3 級	1 出先機関の主任又は准教授の職務 2 県立学校の技術主査の職務
4 級	1 困難な業務を行う出先機関の主任又は准教授の職務 2 困難な業務を行う県立学校の技術主査の職務
5 級	1 本庁の課長補佐又は副参事補の職務

	2 出先機関の教授又は副所長の職務 3 出先機関の衛生管理指導主幹又は研修主幹の職務 4 主任専門員の職務 5 特に困難な業務を行う出先機関の主任又は准教授の職務 6 特に困難な業務を行う県立学校の技術主査の職務
6 級	1 本庁の副参事の職務 2 出先機関の食品衛生検査管理監又は副参事の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は副参事補の職務 4 困難な業務を行う出先機関の副所長、衛生管理指導主幹、教授又は研修主幹の職務 5 出先機関の副場長の職務 6 困難な業務を行う主任専門員の職務 7 特別専門員又は主幹の職務
7 級	1 困難な業務を行う本庁の副参事の職務 2 困難な業務を行う出先機関の食品衛生検査管理監、副参事又は副場長の職務 3 特に困難な業務を行う出先機関の副所長の職務 4 困難な業務を行う特別専門員の職務

別表第10 医療職給料表 (三) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3 級	1 出先機関の主任助産師の職務 2 警察本部の係長の職務 3 警察本部の主任の職務
4 級	1 困難な業務を行う警察本部の係長の職務 2 出先機関の主任の職務 3 困難な業務を行う出先機関の主任助産師の職務 4 困難な業務を行う警察本部の主任の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の係長の職務 3 困難な業務を行う出先機関の主任の職務 4 出先機関の上級保健師又は主任保健師の職務 5 特に困難な業務を行う出先機関の主任助産師の職務
6 級	1 副参事の職務 2 本庁の副参事補の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の上級保健師の職務

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第22号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (平成15年宮崎県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号。以下「条例」という。) <u>第7条第2項及び第4項並びに第9条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (特定任期付職員の号給の決定) 第3条 特定任期付職員 (条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。) の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となる	(趣旨) 第1条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号。以下「条例」という。) <u>第7条第4項及び第9条の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

べき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
 - (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
 - (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
 - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
 - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
 - (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
 - (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
- (特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条～第7条 [略]

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第8条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条第1号中「第17条第1号又は第2号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年宮崎県人事委員会規則第4号。以下「任期付職員規則」という。)第7条」と、初任給規則第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「任期付職員規則第7条」として、これらの規定を適用する。

第9条 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第23号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(任命方法の一般的基準)	(任命方法の一般的基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 人事委員会は、この規則の実施に関し必要な職の分類を職種ごとに、級別に行うものとする。	
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 第4条第4項の規定による職の分類は、当分の間、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号)別表第1及び病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)別表第2に定める級別標	

準職務表の基準により行うものとする。

3・4 [略]

別表第 1 第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
職員採用試験 (大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級 1 級の職のうち、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第87条に規定する大学 (以下「大学」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 研究職級別職務分類表の級 1 級の職 3 医療職 (二) 級別職務分類表の級 2 級の職	大学卒業程度
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級 1 級の職のうち、学校教育法第 108条に規定する短期大学 (以下「短期大学」という。) 又は同法第 117条に規定する高等専門学校 (以下「高等専門学校」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 医療職 (二) 級別職務分類表の級 1 級の職	短期大学又は高等専門学校卒業程度
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	1 行政職級別職務分類表の級 1 級の職のうち、学校教育法第56条に規定する高等学校 (以下「高等学校」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 研究職級別職務分類表の級 1 級の職	高等学校卒業程度
保健師採用試験	医療職 (三) 級別職務分類表の級 2 級の職	大学卒業程度
薬剤師採用試験	医療職 (二) 級別職務分類表の級 2 級の職	大学卒業程度
臨床検査技師採用試験	医療職 (二) 級別職務分類表の級 1 級の職	短期大学卒業程度
警察官採用試験 A (男性)	公安職級別職務分類表の級 1 級の職	大学卒業程度
警察官採用試験 A (女性)	公安職級別職務分類表の級 1 級の職	大学卒業程度
警察官採用試験 B (男性)	公安職級別職務分類表の級 1 級の職	高等学校卒業程度
警察官採用試験 B (女性)	公安職級別職務分類表の級 1 級の職	高等学校卒業程度

2・3 [略]

別表第 1 第 6 条第 1 項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
職員採用試験 (大学卒業程度)	1 行政職給料表級別基準職務表の級 1 級の職のうち、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第87条に規定する大学 (以下「大学」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 研究職給料表級別基準職務表の級 1 級の職 3 医療職給料表 (二) 級別基準職務表の級 2 級の職	大学卒業程度
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 行政職給料表級別基準職務表の級 1 級の職のうち、学校教育法第 108条に規定する短期大学 (以下「短期大学」という。) 又は同法第 117条に規定する高等専門学校 (以下「高等専門学校」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 医療職給料表 (二) 級別基準職務表の級 1 級の職	短期大学又は高等専門学校卒業程度
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	1 行政職給料表級別基準職務表の級 1 級の職のうち、学校教育法第56条に規定する高等学校 (以下「高等学校」という。) 卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 研究職給料表級別基準職務表の級 1 級の職	高等学校卒業程度
保健師採用試験	医療職給料表 (三) 級別基準職務表の級 2 級の職	大学卒業程度
薬剤師採用試験	医療職給料表 (二) 級別基準職務表の級 2 級の職	大学卒業程度
臨床検査技師採用試験	医療職給料表 (二) 級別基準職務表の級 1 級の職	短期大学卒業程度
警察官採用試験 A (男性)	公安職給料表級別基準職務表の級 1 級の職	大学卒業程度
警察官採用試験 A (女性)	公安職給料表級別基準職務表の級 1 級の職	大学卒業程度
警察官採用試験 B (男性)	公安職給料表級別基準職務表の級 1 級の職	高等学校卒業程度
警察官採用試験 B (女性)	公安職給料表級別基準職務表の級 1 級の職	高等学校卒業程度

交通巡視員採用試験	行政職級別職務分類表の級1級の職	高等学校卒業程度
その他人事委員会が必要と認める試験	別に定める。	

備考

この表中「〇〇職級別職務分類表」とは、この規則の第4条第4項及び附則第2項の規定によって、人事委員会が作成する職種ごとの級別職務分類表をいう。

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験(大学卒業程度)	[略]	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]
	電気	主として電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学等
	[略]			[略]
	[略]			[略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)、土木(社会人)又は林業(社会人)については受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満35歳未満)の者 2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)、土木(社会人)又は林業(社会人)以外の区分試験について受験しよ

交通巡視員採用試験	行政職給料表級別基準職務表の級1級の職	高等学校卒業程度
その他人事委員会が必要と認める試験	別に定める。	

備考

この表中「〇〇職給料表級別基準職務表」とは、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)第3条第3項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)第3条第3項に規定する職種ごとの給料表級別基準職務表をいう。

別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験(大学卒業程度)	[略]	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]
	電気	主として電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学等
	電気(社会人)		専門試験 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査	
	[略]			[略]

別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格

採用試験名	受験資格
職員採用試験(大学卒業程度)	1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)、 <u>電気(社会人)</u> 、土木(社会人)又は林業(社会人)については受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満35歳未満)の者 2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業生若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)、 <u>電気(社会人)</u> 、土木(社会人)又は林業(社会人)以外の区分試験

	うとする者に限る。) 3 [略]		について受験しようとする者に限る。) 3 [略]
[略]		[略]	
警察官採用試験 A (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の男子で大学の卒業若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	警察官採用試験 A (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の男子で大学の卒業若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
警察官採用試験 A (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未満の女子で大学の卒業若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	警察官採用試験 A (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満30歳未満の女子で大学の卒業若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
警察官採用試験 B (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満27歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。	警察官採用試験 B (男性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満30歳未満の男子。ただし、警察官採用試験 A (男性) の資格を有する者を除く。
警察官採用試験 B (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満27歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。	警察官採用試験 B (女性)	当該年度の初日の前日における年齢が満17歳以上満30歳未満の女子。ただし、警察官採用試験 A (女性) の資格を有する者を除く。
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第24号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年宮崎県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表(一)の適用範囲) 第1条 教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長、教授、准教授、 <u>助教</u> 、 <u>講師</u> 及び助手に適用する。 (市町村立学校教育職給料表の適用範囲) 第1条の3 市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条に規定する教育職給料表(次項において「市町村立学校教育職給料表」という。)は、 <u>中学校又は小学校</u> に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。 2 [略]	(教育職給料表(一)の適用範囲) 第1条 教育職給料表(一)は、大学に勤務する学長、学部長、学生部長、研究科長、附属図書館長、看護研究・研修センター長、教授、准教授、 <u>講師</u> 、 <u>助教</u> 及び助手に適用する。 (市町村立学校教育職給料表の適用範囲) 第1条の3 市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条に規定する教育職給料表(次項において「市町村立学校教育職給料表」という。)は、 <u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。 2 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第25号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略]	目次 第1章 [略]

第 2 章 級別標準職務及び級別資格基準 (第 3 条—第 9 条)

第 3 章～第 9 章 [略]

附則

第 2 章 級別標準職務及び級別資格基準

(級別標準職務)

第 3 条 県給与条例第 3 条第 3 項及び市町村立学校給与条例第 3 条

第 3 項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第 1 に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(経験年数を有する者の号給)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を 12 月(その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数(第 4 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18 月)で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に 4(新たに職員となった者が特定職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの又は第 34 条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)～(5) [略]

2 [略]

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 3 学歴免許等資格区分表 (第 5 条関係)			別表第 3 学歴免許等資格区分表 (第 5 条関係)		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了	1 大学卒	[略]	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 イ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了			(3) 専門職学位課程修了	
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了	4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第 76 条第 1 項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了

第 2 章 級別資格基準 (第 3 条—第 9 条)

第 3 章～第 9 章 [略]

附則

第 2 章 級別資格基準

第 3 条 削除

(経験年数を有する者の号給)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を 12 月(その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数(第 2 号及び第 5 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18 月)で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に 4(新たに職員となった者が特定職員(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの又は第 34 条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1)～(5) [略]

2 [略]

<p style="text-align: center;">イ [略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第 5 修学年数調整表 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学、薬学又は獣医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">イ [略]</p> <p>[略]</p> <p>別表第 5 修学年数調整表 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修学年限 4 年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第26号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和32年宮崎県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第 1 適用区分表 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th style="width: 40%;">職 員</th> <th style="width: 40%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>中学校 小学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	[略]			中学校 小学校	[略]		<p>別表第 1 適用区分表 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th style="width: 40%;">職 員</th> <th style="width: 40%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>中学校 小学校 <u>義務教育学校</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	職 員	調整数	[略]			中学校 小学校 <u>義務教育学校</u>	[略]	
勤務箇所	職 員	調整数																	
[略]																			
中学校 小学校	[略]																		
勤務箇所	職 員	調整数																	
[略]																			
中学校 小学校 <u>義務教育学校</u>	[略]																		

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第27号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																											
<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組</th> <th style="width: 15%;">織</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 45%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育委 員会</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育庁</td> <td style="text-align: center;">次長</td> <td style="text-align: center;">2 種</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校支援監</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副参事</td> <td colspan="3" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育事務所</td> <td style="text-align: center;">所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">スポーツ指導セ</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	組	織	職	種 別	区 分	[略]					教育委 員会	教育庁	次長	2 種	1	[略]				学校支援監	[略]			副参事				教育事務所	所長		スポーツ指導セ	所長			<p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組</th> <th style="width: 15%;">織</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 45%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育委 員会</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育庁</td> <td style="text-align: center;">教育庁参事</td> <td style="text-align: center;">1 種</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">次長</td> <td style="text-align: center;">2 種</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校支援監</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育庁主幹 副参事</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教育事務所</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">スポーツ指導セ</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	組	織	職	種 別	区 分	[略]					教育委 員会	教育庁	教育庁参事	1 種	<u>1</u>	次長	2 種	1	[略]				学校支援監	[略]					教育庁主幹 副参事				教育事務所	所長				スポーツ指導セ	所長		
組	織	職	種 別	区 分																																																																								
[略]																																																																												
教育委 員会	教育庁	次長	2 種	1																																																																								
		[略]																																																																										
		学校支援監	[略]																																																																									
		副参事																																																																										
教育事務所	所長																																																																											
	スポーツ指導セ	所長																																																																										
組	織	職	種 別	区 分																																																																								
[略]																																																																												
教育委 員会	教育庁	教育庁参事	1 種	<u>1</u>																																																																								
		次長	2 種	1																																																																								
		[略]																																																																										
		学校支援監	[略]																																																																									
		教育庁主幹 副参事																																																																										
	教育事務所	所長																																																																										
	スポーツ指導セ	所長																																																																										

ンター	
[略]	
[略]	

ンター	
[略]	
[略]	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第28号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)					(へき地学校及びへき地学校に準ずる学校)				
第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、 <u>小学校若しくは中学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、別表第1に掲げるものとする。</u>					第2条 給与条例第4条の2第2項に規定するへき地学校及びへき地学校に準ずる学校は、 <u>小学校、中学校若しくは義務教育学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場（以下「学校等」という。）のうち、別表第1に掲げるものとする。</u>				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分
小学校	串間市		市木小学校築島分校	4級地	小学校	東臼杵郡	椎葉村	大河内小学校	4級地
	東臼杵郡	椎葉村	不土野小学校			東臼杵郡	椎葉村	大河内小学校	
小学校	西都市		銀上小学校	3級地	小学校	西都市		銀上小学校	3級地
	東臼杵郡	椎葉村	尾向小学校			東臼杵郡	諸塚村	七ッ山小学校	
	同	同	小崎小学校			同	椎葉村	尾向小学校	
	同	同	大河内小学校			同	同	不土野小学校	
小学校	延岡市		島野浦小学校	2級地	小学校	延岡市		島野浦小学校	2級地
	同		三川内小学校			同		三川内小学校	
	串間市		大納小学校			東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校	
	児湯郡	西米良村	村所小学校			同	同	荒谷小学校	
	東臼杵郡	諸塚村	荒谷小学校			同	同	七ッ山小学校	
	同	同	七ッ山小学校			同	同	小崎小学校	
	同	椎葉村	椎葉小学校			同	椎葉村	椎葉小学校	
	同	同	松尾小学校			同	同	松尾小学校	
	同	美郷町	南郷小学校			同	美郷町	南郷小学校	
	西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校			西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校	
同	同	上組小学校	同	同	上組小学校				
小学校	都城市		吉之元小学校	1級地	小学校	都城市		吉之元小学校	1級地
	同		御池小学校			同		御池小学校	
	日向市		美々津小学校田の原分校			日向市		美々津小学校田の原分校	
	同		坪谷小学校			同		坪谷小学校	
	串間市		笠祇小学校			串間市		笠祇小学校	
	東臼杵郡	諸塚村	諸塚小学校			児湯郡	西米良村	村所小学校	
	同	美郷町	北郷小学校			東臼杵郡	美郷町	北郷小学校	
	西臼杵郡	高千穂町	田原小学校			西臼杵郡	高千穂町	押方小学校	
	同	同	岩戸小学校			同	同	田原小学校	
	同	同				同	同	上野小学校	

	同 同	五ヶ瀬町 同	三ヶ所小学校 坂本小学校			同 同	五ヶ瀬町 同	三ヶ所小学校 坂本小学校		
	都城市 小林市 えびの市		笛水小学校 須木小学校 加久藤小学校尾八重 野分校	へき地 学校に 準ずる 学校		都城市 小林市 えびの市		笛水小学校 須木小学校 加久藤小学校尾八重 野分校	へき地 学校に 準ずる 学校	
	西臼杵郡 同 同	高千穂町 同 日之影町	押方小学校 上野小学校 高巣野小学校			西臼杵郡 同 同	高千穂町 同 日之影町	岩戸小学校 高巣野小学校		
中学校	[略]					中学校	[略]			
	延岡市 同 児湯郡 東臼杵郡 同 同 西臼杵郡		島野浦中学校 三川内中学校 西米良中学校 諸塚中学校 椎葉中学校 南郷中学校 鞍岡中学校	2 級地		延岡市 同 東臼杵郡 同 同 同		島野浦中学校 三川内中学校 諸塚中学校 椎葉中学校 南郷中学校	2 級地	
	東臼杵郡 西臼杵郡	美郷町 高千穂町	北郷中学校 田原中学校	1 級地		小林市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡 同 同 同	西米良村 美郷町 高千穂町 同 日之影町 五ヶ瀬町	須木中学校 西米良中学校 北郷中学校 田原中学校 上野中学校 日之影中学校 五ヶ瀬中学校	1 級地	
	都城市 小林市 西臼杵郡		笛水中学校 須木中学校 上野中学校	へき地 学校に 準ずる 学校		都城市 西臼杵郡		笛水中学校 高千穂中学校	へき地 学校に 準ずる 学校	
共同調理場	延岡市 児湯郡 東臼杵郡		島野浦学校給食共同調理場 西米良村学校給食共同調理場 南郷区学校給食センター	2 級地		延岡市 東臼杵郡		島野浦学校給食共同調理場 南郷区学校給食センター	2 級地	
	東臼杵郡	美郷町	北郷区学校給食センター	1 級地		児湯郡 東臼杵郡	西米良村 美郷町	西米良村学校給食共同調理場 北郷区学校給食センター	1 級地	
	小林市		須木学校給食センター	へき地 学校に 準ずる 学校						

別表第 2 (第 3 条関係)

学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名
小学校	延岡市 串間市 東臼杵郡	門川町	北浦小学校 大平小学校 西門川小学校
中学校	延岡市 東臼杵郡 西臼杵郡	門川町 高千穂町	北浦中学校 西門川中学校 高千穂中学校
共同調理場	延岡市		北浦町学校給食センター

別表第 2 (第 3 条関係)

学校等 区 分	市郡名	町村名	学 校 等 名
小学校	串間市		大平小学校

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第29号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
<p>(不服申立ての教示)</p> <p>第7条の7 給与条例第8条の3第5項（給与条例第8条の4第5項及び第9条の2第7項において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、知事（当該一時差止処分を受けるべき者が職員の場合にあっては人事委員会）に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間並びに県を被告として取消訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第1項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>別表第1（第5条の3関係）</p>				<p>(審査請求の教示)</p> <p>第7条の7 給与条例第8条の3第5項（給与条例第8条の4第5項及び第9条の2第7項において準用する場合を含む。）に規定する説明書には、一時差止処分について、知事（当該一時差止処分を受けるべき者が職員の場合にあっては人事委員会）に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間並びに県を被告として取消訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第1項に規定する取消訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起することができる旨及び当該取消訴訟について県を代表することとなる機関並びに当該取消訴訟の出訴期間を記載しなければならない。</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。</u>）として在職した期間</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>別表第1（第5条の3関係）</p>			
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合
[略]				[略]			
教育委員会	行政職	[略]		教育委員会	行政職	[略]	
		出先機関	[略]			出先機関	[略]
		事務主査、船長、機関長、技術主査	[略]			事務副主幹、事務主査、船長、機関長、技術主査	[略]
		[略]				[略]	
共通	[略]		共通	[略]			
		指導主事、社会教育主事、研修主事、スポーツ振興主事、その他専門職員	[略]	[略]		指導主事、社会教育主事、スポーツ振興主事、その他専門職員	[略]
		[略]				[略]	
[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第30号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第20号（その1）（第26条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第12条第1項</u> <u>第14条第1項</u> の規定により、 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分と して、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての<u>不服申立て</u>は、行政不服審査法の規 定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に 宮崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎 県を被告として（被告を代表する者は（※））提起するこ とができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経 過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。） 。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に <u>不服申立て</u>をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その<u>不 服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>の送達を受けた日の翌日から起算 して6か月以内に提起することができる（なお、その<u>裁決又は決 定</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、 その<u>裁決又は決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過するとこの 処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p>〔略〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">〔略〕</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">〔略〕</div> <p>〔略〕</p>	<p>様式第20号（その1）（第26条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第12条第1項</u> <u>第14条第1項</u> の規定により、 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分と して、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての<u>審査請求</u>は、行政不服審査法の規定 により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に 宮崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎 県を被告として（被告を代表する者は（※））提起するこ とができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経 過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。） 。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内 に<u>審査請求</u>をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その<u>審 査請求</u>に対する<u>裁決</u>の送達を受けた日の翌日から起算して6か月 以内に提起することができる（なお、その<u>裁決</u>の送達を受けた日 の翌日から起算して6か月以内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日 から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起す ることはできない。）。</p> <p>〔略〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">〔略〕</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">〔略〕</div> <p>〔略〕</p>
<p>様式第20号（その2）（第26条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第14条第1項</u> <u>第14条第2項</u> の規定により、 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分と して、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての<u>不服申立て</u>は、行政不服審査法の規 定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に 宮崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎 県を被告として（被告を代表する者は（※））提起するこ とができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経 過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）</p>	<p>様式第20号（その2）（第26条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>〔略〕</p> <p>職員の退職手当に関する条例 <u>第14条第1項</u> <u>第14条第2項</u> の規定により、 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分と して、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての<u>審査請求</u>は、行政不服審査法の規定 により、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に 宮崎県知事に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎 県を被告として（被告を代表する者は（※））提起するこ とができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経 過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）</p>

。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その1) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その2) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起するこ

。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その1) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その2) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起するこ

とができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。
。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その 3) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に宮崎県を被告として (被告を代表する者は (2)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その 4) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ

とができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その 3) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に宮崎県を被告として (被告を代表する者は (2)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第21号 (その 4) (第27条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定によ

り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号(その1)(第28条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号(その2)(第28条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎

り、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号(その1)(第28条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は(※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号(その2)(第28条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎

県を被告として(被告を代表する者は (※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。
。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第24号(その1)(第30条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定により、

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は (※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第24号(その2)(第30条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対してすることができる。

県を被告として(被告を代表する者は (※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第24号(その1)(第30条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 第17条第2項 第17条第3項 の規定により、

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として(被告を代表する者は (※))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)
。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第24号(その2)(第30条関係)

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

また、この処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。

ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第31号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分（施行日以降に該当することとなった場合に限り。）に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）にあっては、人事委員会の定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））</p>	<p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 平成17年改正県給与条例附則第7条第2項において読み替えて準用する平成17年改正県給与条例附則第7条第1項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項において読み替えて準用する平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分（施行日以降に該当することとなった場合に限り。）に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）にあっては、人事委員会の定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（次号及び第5号に掲げる場合を除く。）施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成17年改正県給与条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務</p>

に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

の級) に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第 23 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) の 2 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例第 7 条第 1 項の平成 23 年度格付職員で、平成 33 年 3 月 31 日以前に、次条第 1 項に規定する給料月額に相当する額から平成 17 年改正県給与条例附則別表第 5 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、同条第 3 項に規定する給料月額を下回ることとなった場合（同日までの間に限る。）前号に規定する給料月額に相当する額に、次条第 3 項に規定する給料月額からその者が受ける給料月額を減じた額から、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例第 7 条第 1 項に規定する減額後の差額相当額を減じた額に、基準日において減額対象職員である者にあつては 100 分の 99.1 を、基準日において減額対象職員以外の職員である者にあつては 100 分の 99.34 を除して得た額を加えた額

(3)～(5) [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

2 [略]

(平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料の支給)

(平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項の規定による給料の支給)

第 5 条 [略]

第 5 条 [略]

2・3 [略]

2・3 [略]

4 平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例第 7 条第 1 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項において読み替えて準用する平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項の任命換職員で、平成 33 年 3 月 31 日以前に、次条第 1 項に規定する給料月額に相当する額から平成 17 年改正県給与条例附則別表第 5 又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則別表第 3 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ平成 17 年改正県給与条例附則別表第 5 又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則別表第 3 の右欄に掲げる額を減じた額が、同条第 2 項に規定する給料月額を下回ることとなった場合（同日までの間に限る。）にあっては、第 1 項に規定する人事委員会の定める額に、同条第 2 項に規定する給料月額からその者が受ける給料月額を減じた額から、平成 17 年改正県給与条例附則第 7 条第 3 項において読み替えて準用する平成 17 年改正県給与条例第 7 条第 1 項又は平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 8 項において読み替えて準用する平成 17 年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項に規定する減額後の差額相当額を減じた額に 100 分の 99.1 を除して得た額を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 32 号

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成 28 年宮崎県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な

事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第 4 条 法第 38 条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、職員の退職手当に関する条例(昭和 28 年宮崎県条例第 44 号)第 7 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社又は同号に規定する公庫等とする。

(退職手当通算予定職員)

第 5 条 法第 38 条の 2 第 3 項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 6 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の管理職手当に関する規則(昭和 30 年宮崎県人事委員会規則第 2 号)別表第 1 の職欄に掲げる職のうち、同表の種別欄に定める種別が 1 種のもの(知事部局の本庁の部長の職を除く。)
- (2) 警察本部の部長の職
- (3) 企業職員の給与に関する規程(昭和 35 年宮崎県企業局企業管理規程第 10 号)別表第 1 の職欄に掲げる職のうち、副局長の職
- (4) 病院事業職員の給与に関する規程(平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号)別表第 6 の職欄に掲げる職のうち、同表の種別欄に定める種別が 1 種のもの

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 7 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 8 条 法第 38 条の 2 第 5 項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第 9 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 1 号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第 4 条に規定する法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第 10 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 2 号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと史料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 11 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第14条で定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容
（部長又は課長に相当する職）

第14条 法38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 職員の管理職手当に関する規則別表第1の職欄に掲げる職のうち、同表の種別欄に定める種別が2種のもの（警察本部の部長の職を除く。）、3種のもの又は4種のもの（県立中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長及び事務長の職に限る。）
- (2) 特定地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）が就いている職（警察本部の部長の職を除く。）
- (3) 企業職員の給与に関する規程別表第1の職欄に掲げる職（副局長及び副所長の職を除く。）
- (4) 病院事業職員の給与に関する規程別表第6の職欄に掲げる職のうち、同表の種別欄に定める種別が2種又は3種のもの
（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、

第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第14条に定める職とする。ただし、特定地方警務官が就いている場合を除くものとする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 杜 秀 継

宮崎県人事委員会規則第33号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>不利益処分についての不服申立てに関する規則</p> <p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p><u>第11章 異議申立て(第65条)</u></p> <p><u>第12章 補則(第66条)</u></p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、法第49条の2第1項に規定する<u>不服申立て</u>の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求の受理又は却下)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査請求書が郵便で提出された場合の法第49条の3に規定する期間の計算については、<u>郵送</u>に要した日数は、算入しない。</p>	<p>不利益処分についての審査請求に関する規則</p> <p>目次</p> <p>第1章～第10章 [略]</p> <p><u>第11章 補則(第65条)</u></p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき、法第49条の2第1項に規定する<u>審査請求</u>の手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審査請求の受理又は却下)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査請求書が郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(第62条において「郵便等」という。)</u></p>

<p>4 [略] (文書の送付) 第62条 文書の送付は、使送又は郵便によって行う。 2・3 [略] 第11章 異議申立て (異議申立て) 第65条 処分についての法第49条の2第1項の規定による異議申立ての手続は、この規則に定める審査請求の例による。 第12章 補則 (補則) 第66条 この規則に定めるものを除くほか、不服申立てに関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p>で提出された場合の法第49条の3に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。 4 [略] (文書の送付) 第62条 文書の送付は、使送又は郵便等によって行う。 2・3 [略] 第11章 補則 (補則) 第65条 この規則に定めるものを除くほか、審査請求に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
--	--

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第2条第1号に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 杜 秀 継

宮崎県人事委員会規則第34号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情の申出等) 第2条 [略] 2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (事案の処理) 第3条 [略] 2 [略] 3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）第10条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(人事委員会に対する苦情の申出等) 第2条 [略] 2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 (事案の処理) 第3条 [略] 2 [略] 3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）第10条第1項の規定による受理又は不利益処分についての審査請求に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 杜 秀 継

宮崎県人事委員会規則第35号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事案の審査) 第14条 [略] 2・3 [略] 4 前項の口頭審理の手続は、不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第14号)に定める口頭審理に関する手続の例による。	(事案の審査) 第14条 [略] 2・3 [略] 4 前項の口頭審理の手続は、不利益処分についての審査請求に関する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第14号)に定める口頭審理に関する手続の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会告示

不利益処分についての不服申立てに関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 杜 秀 継

宮崎県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示

不利益処分についての不服申立てに関する提出書面の様式等を定める規程(平成19年宮崎県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
不利益処分についての不服申立てに関する提出書面の様式等を定める規程 (趣旨) 第1条 この規程は、不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。)第66条の規定に基づき、当事者等が人事委員会に提出する書面の様式等について定めるものとする。 様式第28号(第58条関係) [略] 不利益処分についての不服申立てに関する規則第58条の規定により、次のとおり再審を請求します。 [略] [略]	不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程 (趣旨) 第1条 この規程は、不利益処分についての審査請求に関する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。)第65条の規定に基づき、当事者等が人事委員会に提出する書面の様式等について定めるものとする。 様式第28号(第58条関係) [略] 不利益処分についての審査請求に関する規則第58条の規定により、次のとおり再審を請求します。 [略] [略]

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県人事委員会告示第2号

有給休暇の承認の基準(昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 杜 秀 継

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
原 因	承 認 の 基 準	原 因	承 認 の 基 準
[略]		[略]	
24 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益な処分についての不服申立てに関する審理(以下「審理」という。)に不服申立人(以下「申立人」という。)又は人事委員会から出席を求められた申立人の代	[略]	24 地方公務員法第49条の2第1項の規定による不利益な処分についての審査請求に関する審理(以下「審理」という。)に審査請求人(以下「請求人」という。)又は人事委員会から出席を求められた請求人の代理	[略]

<p>理人（以下「代理人」という。）が出席する場合、不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第27条に規定する準備手続に人事委員会から出席を求められた<u>申立人</u>又は代理人が出席する場合並びに多人数の<u>申立人</u>に係る併合審理において<u>申立人</u>及び代理人が審理当日の審理前に審理に必要な事項を相互に確認するための会議に<u>申立人</u>及び審理に人事委員会から出席を求められた代理人が相当数出席する場合</p>	<p>人（以下「代理人」という。）が出席する場合、不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第27条に規定する準備手続に人事委員会から出席を求められた<u>請求人</u>又は代理人が出席する場合並びに多人数の<u>請求人</u>に係る併合審理において<u>請求人</u>及び代理人が審理当日の審理前に審理に必要な事項を相互に確認するための会議に<u>請求人</u>及び審理に人事委員会から出席を求められた代理人が相当数出席する場合</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>